法律で陪審の制度を設けることを妨げない。」と規定しているのも，こうした経緯に符合するものである。憲法の制定に際しては，我が国において停止中とはいえ現に陪審制が存在していたことや，刑事裁判に関する諸規定が主に米国の刑事司法を念頭において検討されたこと等から，議論が陪審制を中心として行われているが，以上のような憲法制定過程を見ても，ヨーロッパの国々で行われていた参審制を排除する趣旨は認められない。

刑事裁判に国民が参加して民主的基盤の強化を図ることと，憲法の定める人権の保障を全うしつつ，証拠に基づいて事実を明らかにし，個人の権利と社会の秩序を確保するという刑事裁判の使命を果たすこととは，決して相容れないものではなく，このことは，陪審制又は参審制を有する欧米諸国の経験に照らしても，基本的に了解し得るところである。

⑷　そうすると，国民の司法参加と適正な刑事裁判を実現するための諸原則とは，十分調和させることが可能であり，憲法上国民の司法参加がおよそ禁じられていると解すべき理由はなく，国民の司法参加に係る制度の合憲性は，具体的に設けられた制度が，適正な刑事裁判を実現するための諸原則に抵触するか否かによって決せられるべきものである。換言すれば，憲法は，一般的には国民の司法参加を許容しており，これを採用する場合には，上記の諸原則が確保されている限り，陪審制とするか参審制とするかを含め，その内容を立法政策に委ねていると解されるのである。

３　そこで，次に，裁判員法による裁判員制度の具体的な内容について，憲法に違反する点があるか否かを検討する。

⑴　所論①は，憲法31条，32条，37条１項，76条１項，80条１項違反をいうものである。

しかし，憲法80条１項が，裁判所は裁判官のみによって構成されることを要求しているか否かは，結局のところ，憲法が国民の司法参加を許容しているか否かに帰着する問題である。既に述べたとおり，憲法は，最高裁判所と異なり，下級裁判所については，国民の司法参加を禁じているとは解されない。したがって，裁判官と国民とで構成する裁判体が，それゆえ直ちに憲法上の「裁判所」に当たらないということはできない。

問題は，裁判員制度の下で裁判官と国民とにより構成される裁判体が，刑事裁判に関する様々な憲法上の要請に適合した「裁判所」といい得るものであるか否かにある。

裁判員法では，裁判官３名及び裁判員６名（公訴事実に争いがない事件については，場合により裁判官１名及び裁判員４名）によって裁判体を構成するとしている（２条２項，３項）。裁判員の選任については，衆議院議員の選挙権を有する者の中から，くじによって候補者が選定されて裁判所に呼び出され，選任のための手続において，不公平な裁判をするおそれがある者，あるいは検察官及び被告人に一定数まで認められた理由を示さない不選任の請求の対象とされた者などが除かれた上，残った候補者から更にくじその他の作為が加わらない方法に従って選任されるものとしている（13条から37条）。また，解任制度により，判決に至るまで裁判員の適格性が確保されるよう配慮されている（41条，43条）。裁判員は，裁判官と共に合議体を構成し，事実の認定，法令の適用及び刑の量定について合議することとされ，法令の解釈に係る判断及び訴訟手続に関する判断等は裁判官に委ねられている（６条）。裁判員は，法令に従い公平誠実にその職務を行う義務等を負う一方（９条），裁判官，検察官及び弁護人は，裁判員がその職責を十分に果たすことができるよう，審理を迅速で分かりやすいものとすることに努めなければならないものとされている（51条）。裁判官と裁判員の評議は，裁判官と裁判員が対等の権限を有することを前提にその合議によるものとされ（６条１項，66条１項），その際，裁判長は，必要な法令に関する説明を丁寧に行うとともに，評議を裁判員に分かりやすいものとなるように整理し，裁判員が発言する機会を十分に設けるなど，裁判員がその職責を十分に果たすことができるように配慮しなければならないとされている（66条５項）。評決については，裁判官と裁判員の双方の意見を含む合議体の員数の過半数の意見によることとされ，刑の量定についても同様の原則の下に決定するものとされている（67条）。評議における自由な意見表明を保障するために，評議の経過等に関する守秘義務も設け（70条１項），裁判員に対する請託，威迫等は罰則をもって禁止されている（106条，107条）。

以上によれば，裁判員裁判対象事件を取り扱う裁判体は，身分保障の下，独立して職権を行使することが保障された裁判官と，公平性，中立性を確保できるよう配慮された手続の下に選任された裁判員とによって構成されるものとされている。また，裁判員の権限は，裁判官と共に公判廷で審理に臨み，評議において事実認定，法令の適用及び有罪の場合の刑の量定について意見を述べ，評決を行うことにある。これら裁判員の関与する判断は，いずれも司法作用の内容をなすものであるが，必ずしもあらかじめ法律的な知識，経験を有することが不可欠な事項であるとはいえない。さらに，裁判長は，裁判員がその職責を十分に果たすことができるように配慮しなければならないとされていることも考慮すると，上記のような権限を付与された裁判員が，様々な視点や感覚を反映させつつ，裁判官との協議を通じて良識ある結論に達することは，十分期待することができる。他方，憲法が定める刑事裁判の諸原則の保障は，裁判官の判断に委ねられている。

このような裁判員制度の仕組みを考慮すれば，公平な「裁判所」における法と証拠に基づく適正な裁判が行われること（憲法31条，32条，37条１項）は制度的に十分保障されている上，裁判官は刑事裁判の基本的な担い手とされているものと認められ，憲法が定める刑事裁判の諸原則を確保する上での支障はないということができる。

したがって，憲法31条，32条，37条１項，76条１項，80条１項違反をいう所論は理由がない。

⑵　所論②は，憲法76条３項違反をいうものである。

しかしながら，憲法76条３項によれば，裁判官は憲法及び法律に拘束される。そうすると，既に述べたとおり，憲法が一般的に国民の司法参加を許容しており，裁判員法が憲法に適合するようにこれを法制化したものである以上，裁判員法が規定する評決制度の下で，裁判官が時に自らの意見と異なる結論に従わざるを得ない場合があるとしても，それは憲法に適合する法律に拘束される結果であるから，同項違反との評価を受ける余地はない。元来，憲法76条３項は，裁判官の職権行使の独立性を保障することにより，他からの干渉や圧力を受けることなく，裁判が法に基づき公正中立に行われることを保障しようとするものであるが，裁判員制度の下においても，法令の解釈に係る判断や訴訟手続に関する判断を裁判官の権限にするなど，裁判官を裁判の基本的な担い手として，法に基づく公正中立な裁判の実現が図られており，こうした点からも，裁判員制度は，同項の趣旨に反するものではない。

憲法76条３項違反をいう見解からは，裁判官の２倍の数の国民が加わって裁判体を構成し，多数決で結論を出す制度の下では，裁判が国民の感覚的な判断に支配され，裁判官のみで判断する場合と結論が異なってしまう場合があり，裁判所が果たすべき被告人の人権保障の役割を全うできないことになりかねないから，そのような構成は憲法上許容されないという主張もされている。しかし，そもそも，国民が参加した場合であっても，裁判官の多数意見と同じ結論が常に確保されなければならないということであれば，国民の司法参加を認める意義の重要な部分が没却されることにもなりかねず，憲法が国民の司法参加を許容している以上，裁判体の構成員である裁判官の多数意見が常に裁判の結論でなければならないとは解されない。先に述べたとおり，評決の対象が限定されている上，評議に当たって裁判長が十分な説明を行う旨が定められ，評決については，単なる多数決でなく，多数意見の中に少なくとも１人の裁判官が加わっていることが必要とされていることなどを考えると，被告人の権利保護という観点からの配慮もされているところであり，裁判官のみによる裁判の場合と結論を異にするおそれがあることをもって，憲法上許容されない構成であるとはいえない。

したがって，憲法76条３項違反をいう所論は理由がない。

⑶　所論③は，憲法76条２項違反をいうものである。

しかし，裁判員制度による裁判体は，地方裁判所に属するものであり，その第１審判決に対しては，高等裁判所への控訴及び最高裁判所への上告が認められており，裁判官と裁判員によって構成された裁判体が特別裁判所に当たらないことは明らかである。

⑷　所論④は，憲法18条後段違反をいうものである。

裁判員としての職務に従事し，又は裁判員候補者として裁判所に出頭すること（以下，併せて「裁判員の職務等」という。）により，国民に一定の負担が生ずることは否定できない。しかし，裁判員法１条は，制度導入の趣旨について，国民の中から選任された裁判員が裁判官と共に刑事訴訟手続に関与することが司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上に資することを挙げており，これは，この制度が国民主権の理念に沿って司法の国民的基盤の強化を図るものであることを示して